

春日井市休日・平日夜間急病診療所運営体制の見直し（案）について

1 経緯

令和5年3月29日に開催した令和4年度第1回春日井市救急医療対策会議において、新型コロナウイルス感染症の影響により、患者のニーズや地域における医療提供体制が大きく変化しており、更なる現状と課題等を分析した上で、休日・平日夜間急病診療所運営体制（以下「運営体制」という。）のあり方について慎重に検討する必要があるとされた。

会議において、春日井市健康管理事業団運営委員会（以下「運営委員会」という。）で運営体制のあり方を検討することとなった。

2 運営体制の見直し（案）

運営委員会において検討した、運営体制の見直し（案）は次のとおり。

【見直し案】

外科の体制について、一部体制を縮小する（夜間診療の廃止）。

開始日 令和6年4月1日（月）

診療日	診療時間	診療科目	診療科診察時間	医師・歯科医師の体制	
平日	21:00～23:30	内科・小児科	21:00～23:30	2名	
土曜日	18:00～21:00	内科・小児科	18:00～21:00		
日曜日・ 祝休日	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00	内科・小児科	9:00～12:00		
			13:00～17:00		
			18:00～21:00		
		外科	9:00～12:00		1名
			13:00～17:00		1名
			18:00～21:00		1名
歯科	9:00～12:00	1名			

【備考】受付は診療開始時間の30分前から診療終了時間の30分前まで

3 運営委員会の審議内容

運営体制の見直しについては、新たに春日井市歯科医師会、春日井市民病院、市から各1名ずつ委員3名を委嘱し、委員9名による慎重な審議を行った。主な意見は次のとおり。

(1) 第1回（現状分析と課題）【資料2】

○内科・小児科に関して

- ・ 現状2名体制であるが、新型コロナウイルス感染症により患者数が増加している傾向や、コロナとインフルエンザの同時流行の懸念があり、適切な診療体制を構築する必要があると考えている。

○外科に関して

- ・ 外科に関しては当直に入れる医師が少なく、医師の高齢化の問題もあり、当直の手配が年々厳しくなっている。
- ・ 市民病院の負担にならなければ、休日・平日夜間急病診療所における外科当直の負担を減らしたい。できれば、外科の夜間帯をお願いしたいと考えている。
- ・ 近隣市では、外科の夜間診療を実施している急病診療所はない。

○歯科に関して

- ・ 平均患者数は約2名。ニーズがあるということからも午前中に限れば実施してもよい。
- ・ 当直のペースは年1回程度で、歯科医師の負担は少ない。
- ・ 近隣市でも歯科診療を行っていることから継続する必要がある。

○薬剤師に関して

- ・ 薬剤師の人数は、現状のままでよい。急な患者の増加にも対応できる。

(2) 第2回（運営体制の見直し（素案）の提案など）【資料3、4】

○休日・平日夜間急病診療所の運営体制の見直し（素案）について

①内科・小児科の平日夜間の体制	現行の体制を継続
②外科の体制	一部体制を縮小（夜間診療の廃止）
③歯科の体制	現行の体制を維持しつつ、健診実施など施設の有効利用を検討
④その他の事項	収支改善を含め、持続可能な診療所の体制を継続的に検討

○市の運営体制に関する考え

- ・ 令和4年度決算の経常収支比率94.2%、地方債（市の借金）も約825億円であり、市の財政状況は厳しいが、休日・平日夜間急病診療所は地域におけるセーフティネットの役割を担っており、役割の維持、収支改善、医師の高齢化問題にバランスよく対応することが重要である。

○市民病院からの運営体制に対する意見

- ・ 重症患者の対応に注力したいということに変わりはないが、医師会の医師の負担なども考慮し急病診療所の縮小もやむを得ない。
- ・ 選定療養費の徴収にかかるトラブルがなければ、急病診療所の診療時間短縮した分の患者は受入可能である。
- ・ 実績から外科系の患者数は少ないが、内科系は少なからず影響がある。
- ・ 年末年始、ゴールデンウィークなど長期間の休日が続くときには、急病診療所で診療がされていることで、市民病院の医師の負担軽減につながっているため、継続して診療をして欲しい。

○休日・平日夜間急病診療所の収支改善について

- ・ 内科・小児科及び外科は、日・祝休日の診療時間を午前3時間、午後3時間、夜間3時間とし、1時間分を短縮し午後8時までとしてはどうか（人件費の圧縮と医師の負担軽減）。
- ・ 市から休日の急病診療所で歯科診療を行っていることを周知して欲しい。また、歯科健診事業を急病診療所の歯科医師勤務時間内に実施してはどうか。

(3) 第3回（運営体制の見直し（案）の提案について）【資料5】

○休日・平日夜間急病診療所の運営体制について（案）

①内科・小児科の平日夜間の体制	現行の体制（医師2人体制）を継続する。
②外科の体制（日曜日・祝休日・年末年始）	一部体制を縮小する（夜間診療の廃止）。
③歯科の体制（日曜日・祝休日・年末年始）	現行の体制を維持しつつ、健診実施などによる施設の有効利用を検討する。また、市民に対し急病診療所の歯科診療体制について一層の周知を図る。
④その他の事項	収支改善を含め、持続可能な診療所の体制を継続的に検討する。

○その他の意見について

- ・ 歯科診療の体制について、歯科健診実施は、具体的な動きや取組の可否は今後、現状を確認し、他自治体の取り組み等を参考に、歯科医師会、春日井市、健康管理事業団の3者で議論していく。
- ・ 休日・平日夜間急病診療所の衛生・感染対策について現状不十分との意見が医師会員からある。今後も、10年程度の間隔で新たな感染症が発生し対応が必要となることが想定される。急病診療所の感染対策の見直しが必要と考える。